

共産党からの質問

1. 緊急事態宣言が出された都府県では、いずれも「自粛と補償はセットで」という要望が強い。何らかの補償がなければ、自粛も機能しないのは明らかである。アメリカもフランス、イギリスなどでも保証をしている。そこで、国がやらないのなら、兵庫県と市町が協力して事業所や働く人への補償を考えることが必要と思う。全国的には市町レベルでも少ないながらも補償するところが出ていている。
 - ①市内の小規模事業所の実態はどう把握されているのでしょうか。
 - ②出勤を自粛された人への補償はどうなっているのでしょうか。
 - ③伊丹市として国に対して「自粛は補償とセットにすべき」と強く求めていただきたい。

<回答>

- ① 伊丹商店連合会との協議や伊丹商工会議所が実施したアンケート結果を共有するなど、関係団体等との情報交換を行うほか、セーフティネット保証の認定業務において聞き取りを行うなど実態把握に努めており、売り上げの大幅な減少や雇用維持が困難となる事例が発生していると認識しています。
- ② 国において雇用調整助成金の特例や、小学校が休業となった子どもの世話をを行うための助成金制度が創設されています。
- ③ 国が責任をもって取り組む事項であると考えておりますが、国が実施を予定している事業者への給付（持続化給付金）について、今後の動向を注視してまいります。

2. 小・中学校の給食センターにおける従業者、事業者に対する給与、委託料の支払いはすることになっているのでしょうか。できなければ、再開した場合の従業者等の保障がなくなる場合も想定される。

<回答>

小・中学校給食センターにおける従業者、事業者に対する給与、委託料の支払いについては、行うこととしております。

3. 市内で企業を解雇されたために住居を失った人はいないのかどうか。仮にそのような人が出た場合の対策はできるのか。

<回答>

現時点では、各種相談等において住居等についての申し出はありません。

また、平成30年度8月より市営住宅の随時募集を実施しており、現時点においても6戸の空き住戸がありますので、一定の条件を満たす方については、速やかに申込みを受付けることとしております。

4. 国民健康保険事業における傷病手当の実施は始まっているのか。専決で行うのか、補正予算として計上するのか。国保税の減免・免除制度が創設されるが、これらを含めて市民への情報提供と迅速な対応を求めるが、どんな体制を考えているか。

<回答>

傷病手当金については、3月27日付県通知に従い速やかな支給を実施するため令和2年4月専決処分を行います。

国保税の減免につきましても、4月8日付県通知に従い減免を行う予定ですが、その実施に向け速やかに対応してまいります。

市民への情報提供に関しては、市ホームページや市広報での周知を予定しています。

5. 兵庫県内における検査体制と病床確保の状況を教えてほしい。

<回答>

検査体制について、令和2年3月24日「兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会提言」にてPCR検査は、県内31箇所の帰国者・接触者外来からの依頼等に対し、県内4カ所の地方衛生研究所と協力機関で実施しているとなっております。伊丹健康福祉事務所は、兵庫県が所管しているため、兵庫県に問い合わせをお願いします。

病床確保の状況については、令和2年4月7日付け(令和2年4月13日改定)兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部発「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」にて、「現在確保している病床(259床)に加え、一定の感染症予防策等が講じられた病床確保を進め、合計500床を確保する」となっております。

6. 放課後デイサービスの実態をどう把握されているのか。感染防止のために欠席した子どもへの電話対応はきちんとされているのか。

<回答>

放課後等デイサービス事業所については、兵庫県より「感染の予防に留意した上で、利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本とする」との旨が事業所へ通知されております。

また、事業所の閉所状況につきましては、市が状況把握のうえ隨時兵庫県へ報告を行っております。(4月15日時点では2事業所が管理者判断により閉所。通所施設は閉めるが、電話での支援は継続。)

感染防止のために欠席した子どもに対し、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行った場合には特例的に報酬の対象となることとなりました。

利用者に対して適切なサービス提供をしていただくために、国の放課後等デイサービスQ&Aと共に市より報酬請求にあたっての基準をお示しし、適切なサービス提供を事業所にお願いしております。